

阿賀野市条例第12号

阿賀野市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

阿賀野市準用河川流水占用料等徴収条例（平成28年阿賀野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表流水占用料の部鉱工業用水水利使用の項中「44, 250」を「45, 160」に改め、同部その他の水利使用の項中「6, 710」を「6, 850」に改め、同表河川産出物採取料の部土石採取料の款長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの項中「155」を「200」に改め、同款長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの項中「60」を「75」に改め、同款長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの項中「115」を「150」に改め、同款長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの項中「3, 530」を「4, 500」に改め、同款長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの項中「7, 060」を「9, 015」に改め、同款長径120センチメートル以上のもの項中「7, 060円」を「9, 015円」に、「706円」を「901円」に改め、同款砂利の項中「175」を「220」に改め、同款掻込砂利の項中「掻込砂利」を「かき込み砂利」に、「155」を「200」に改め、同款土砂の項中「135」を「170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の阿賀野市準用河川流水占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における占用等に係る流水占用料等について適用し、施行日前における占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。